

新居浜工業高等専門学校
いじめ防止プログラム

「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を行うためには、いじめの未然防止を徹底して行うことと、早期発見の実効性を確保することが重要である。そこで、年間の学校教育活動及び寮生活活動等の全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、新居浜工業高等専門学校における包括的な取組の方針及びその具体的な指導内容を以下に定める。

年間の活動プログラム

	学校生活	寮生活	取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・オリエンテーション ・始業式 ・前期平常授業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期寮生大会，学寮歓迎会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室案内の配付，クラス掲示 ・各学科の学生相談員の紹介，案内 ・いじめ対策委員会の紹介 ・各主事の講話 ・情報教育センターの講話 ・学生相談室だよりの発行 ・いじめ対策委員会の実施(1回目)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1－4年生学外研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮部屋替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な寮部屋替えの実施 ・学生相談室だよりの発行
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・学寮保護者会総会，懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施(2回目) ・学生相談室だよりの発行
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期末試験 		<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室だよりの発行
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期末試験 ・夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮部屋替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施(3回目) ・定期的な寮部屋替えの実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・登校，前期末試験返却 		<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の相談窓口の案内
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期平常授業開始 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮祭 ・学寮保護者連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施(4回目) ・学生相談室だよりの発行 ・各主事の講話
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学生表彰 ・国領祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮部屋替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な寮部屋替えの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮マッチ，寮大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施(5回目) ・学生相談室だよりの発行
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室だよりの発行
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年末試験 ・終業式 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施(6回目) ・学生相談室だよりの発行
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年末休業 ・卒業式 		<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の相談窓口の案内
			<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の研修(年1回) ・学生対象の研修(年1回) ・高専生活に関するアンケート(前期に1回) ・いじめアンケート(前期・後期に各1回) ・こころと体の健康調査(後期に1回) ・いじめ防止週間(年1回)

4月当初

新年度の開始に伴い、始業式時に学生相談室長から全学生に向けて、いじめ防止に係る学校の体制、学生相談室員からの挨拶及び紹介を行い、本校の全学生に相談・通報の窓口を周知のうえ認識してもらおう。また、いじめ対策委員会の紹介や取組の周知、さらには保健管理センター施設の見学について案内し、その存在を認識してもらおう。その他、学生相談室案内を定期的にHP等で発行することで不安を抱えた学生のフォローを行う。

同時に、情報教育センター長からインターネット等によるいじめ事案の悪質性やトラブルの発生等についても説明し、行為の重大性を認識させる。

いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は2ヵ月に一度を目安に定期的開催し、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証する。また、いじめが疑われるといじめ対策委員会が判断した場合は、直ちに加害行為をやめさせる等の措置を講じ、関係者への指導又は支援、学校全体の対応方針を決定する。

学生対象のアンケート調査等の実施

いじめに係る未然防止・早期発見の取組として、学生向けのアンケート調査を実施する。具体的には、前期に「高専生活に関するアンケート」及び「いじめアンケート（1回目）」を、後期に「こころと体の健康調査」及び「いじめアンケート（2回目）」の年間計4回のアンケート調査を実施する。

学生・教職員対象の学内研修等の実施

学生を対象とした学内研修等を企画し、特別活動等の時間を利用して年に1回実施する。また、教職員を対象とした学内研修等を企画し、いじめの未然防止の重要性を認識させ、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り」に取り組むために必要な研修等を年に1回実施する。

学寮生活

同部屋になることによるいじめの未然防止として、定期的な寮部屋替えを行う。また、寮生活における学生の動向は寮務委員会において随時把握し、迅速な事案の対処ができるよう、学生相談室及びいじめ対策委員会と随時情報共有を行う。

いじめ防止週間の設定

年に1度「いじめ防止週間」を設定する。期間の設定及び内容はいじめ対策委員会において年度当初に企画し、実施する。

長期休業中の窓口対応の周知

長期休業に入る前に、学級担任及び専攻主任を通じて、全学生に長期休業中も随時学生相談を受け付けている旨を案内し、休業中における学生のフォローを行う。